

様式第十一（第六十四条関係）

破碎業変更届出書

年 月 日

（提出先）
川越市長

（郵便番号）
住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車
の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

届出を必要とする変更事項及び各事項に必要な添付書類

変更事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○個人の場合 ①住民票の写し（下記※1参照） ②登記されていないことの証明書（下記※2参照） ③住所を変更する場合は案内図 ○法人の場合 ①定款又は寄附行為 ②登記事項証明書（下記※3参照） ③住所を変更する場合は案内図
事業所の名称及び所在地	①施設の構造を明らかにする図面等 ②施設の所有権又は使用権を証する書類 ③案内図
法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名及び住所	①登記事項証明書（下記※3参照） ②住民票の写し（下記※1参照） ③登記されていないことの証明書（下記※2参照） ④新旧対照表
未成年である場合、その法定代理人の氏名及び住所	①住民票の写し（下記※1参照） ②登記されていないことの証明書（下記※2参照）
使用人の氏名及び住所	①住民票の写し（下記※1参照） ②登記されていないことの証明書（下記※2参照）
事業の用に供する施設の概要	①施設の構造を明らかにする図面等 ②施設の所有権又は使用権を証する書類、 ③案内図
標準作業書の記載事項	変更後の標準作業書の写し
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	○個人の場合 ①住民票の写し（下記※1参照） ②登記されていないことの証明書（下記※2参照） ③変更に係る者の有する株式の数又は出資の金額を記載した書類 ○法人の場合 ①登記事項証明書（下記※3参照） ②変更に係る者の有する株式の数又は出資の金額を記載した書類
破砕業を行う事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合の当該場所の所在地・面積・保管量の上限	①施設の構造を明らかにする図面等、 ②施設の所有権又は使用権を証する書類 ③案内図

- ※1 3か月以内に発行されたもので、**本籍地を記載のもの**、マイナンバーの記載のないもの
- ※2 東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等）
- ※3 3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。**現在事項全部証明書不可**
- ※ 提出部数は、**正本1部、副本1部（副本は申請者の控えとなります。）**
- ※ 申請者、役員等が外国籍の場合には、外国人登録証明書のコピー又は外国人登録原票記載事項証明書の提出をお願いします。
- ※ 住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書、登記簿謄本及び登記事項証明書については、正本添付用には原本の提出をお願いします。

新旧対照表（役員・株主・政令使用人等）

[illegible]

- ※ 役員、株主、政令使用人等のそれぞれに1枚作成すること。
- ※ 新旧ともにすべての役員、株主、政令使用人等を記載すること。
- ※ 届出の対象となる者に○印を付すこと。

誓 約 書

年 月 日

(提出先)
川越市長

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第62条第1項第2号（又は第69条第1項第2号）の規定のうち、下記に掲げる欠格事項について下記のとおり誓約します。

根拠条文	欠格事項の内容	
法第62条 第1項第2号 イ(申請者)、 ト(法定代理人)、チ(法人役員等)、ヌ(使用人)	法第62条第1項第2号イ	○心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (※主務省令：精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。)
	同号ロ	○拘禁刑以上の刑（懲役及び禁錮を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日
	同号ハ	○以下の法令等による罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ・刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律
	同号ニ	○法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4若しくは法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。）
	同号ホ	○その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者
	同号ヘ	○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員 ○暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
第62条 第1項第2号 リ	○法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの	

申請者、法定代理人、役員等※¹、使用人※²については、上記の欠格条項に該当しません。

誓約者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

- ※ 1 法人役員には、取締役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する者又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）
- ※ 2 政令で定める使用人（法施行令第5条）とは、申請者の使用人で、本店又は支店（又は主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者をいう。個人の政令で定める使用人を含む。